

広島県公安委員会告示第17号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成24年2月23日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1S1205	告示の日 (平成24年2 月23日)か ら3年間	回胴式遊 技機	スーパー花浪漫 -30	株式会社タイヨー 代表取締役 小山 英樹 (東京都品川区大崎五丁目 4番3号)	左同
1S1217	同上	同上	一騎当千3	同上	左同